



暴 追 だ よ り

令和7年4月10日

No.143

058(277)1613

(公財)岐阜県暴力追放推進センター



岐阜県暴追
センターHP
QRコード

相談事例から



【相談の概要】

樹木の剪定をしていた方からの相談です。

チェーンソーなどの道具を使用して大きめの樹木の選定作業をしていたところ、その日は風が強かったため、近くの駐車場に止めてあった車に木の粉がかかってしまった。持ち主を探して謝罪するとともに木の粉を洗い流してもらうための洗車代金を渡そうとしましたが、洗車代金だけでは納得されず車体のコーティングをするよう要求をしてきた。



契約していた損害保険で対応が可能とのことで、損害保険会社が相手と交渉しているが、当方に更なる要求があった場合の対応の相談に訪れました。

1 不当要求行為とは

【教示の概要】

○ 内容が不当な行為

義務のないことを行わせ、もしくは権利の行使を妨害する行為（過大な弁償、土下座の

強要など）

○ 要求方法が不当な行為

社会通念上許容される限度を超える要求行為（暴言、脅迫など）

のことをいいます。

2 本事業の場合

樹木をチェーンソーで剪定した際に出る木の粉は、車に掛かったとしても洗車を行えば洗い流すことが出来て、車体にコーティングが施工されていたとしても、木の粉が掛かったことによりコーティングを再施工しなければならないようなダメージが及んだとは、通常考えられないことから、洗車代金より遙かに高額な車体のコーティング代金を要求されても応じる必要はないと考えられます。



上記の不当要求行為「内容が不当な行為」といえます。

3 更なる要求があった場合の対応について

保険会社が相手と交渉しているとのことであるが、相手が満足する回答でなかった場合には、相談者に対して再要求をしてることが予想さ

れます。再要求があるということは保険会社が社会通念で判断して相手の要求の一部でも認めなかったためと思われることから、保険会社の対応内容を確認するとともに、不当要求には断固として拒否するという方針のもと、交渉は担当者任せとしないうで職場全体で対応して下さい。

具体的には、

- 自社の管理施設内での対応
- 複数で対応
- 対応時間は可能な限り短時間
- 言動に注意し安請け合いしない
- 録音やメモで記録
- 暴行、脅迫があれば躊躇せず110番通報

第37回民事介入暴力対策連絡懇話会の開催結果

3月7日岐阜県庁ミナモホールで表記の懇話会を開催しました。この懇話会は、岐阜県弁護士会、岐阜県警察、当センターの共催で暴力団排除活動をしている団体、県内自治体の危機管理担当者、事業所のコンプライアンス担当者など約200人の参



加を得て開催しました。

本号では、懇話会で岐阜県弁護士会民事介入暴力被害者救済センターに所属する弁護士による不当要求行為に対する民事的解決事例の発表がありました。今回は発表事例の中から一事例を紹介します。

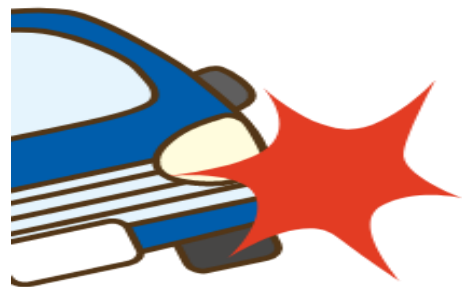
事案概要

◇当て逃げ事故の発生

運送事業を行うA社の従業員Bが配送業務中にX氏宅のフェンスに配送車を接触させ、フェンスを損壊したが、事故発生の届け出をすることなく逃げた。事故の状況は防犯カメラに記録されていた。

◇当て逃げの相手からの連絡と謝罪

K社（A社の元請会社、配送車の特徴から分かったのか）からA社に



対し「X氏宅のフェンス事故の事実確認をして欲しい」と電話があり、従業員Bが当て逃げ事故を認めたため、X氏に電話で謝罪した後、訪問して謝罪と修理する旨を告げたが、異常に高額な賠償請求とK社と取引が出来ないようにすることを仄めかし、誠意ある対応を要求したが、具体的な内容・金額を明示しなかった。



◇弁護士委任

A社は、対応が困難と判断し、弁護士に対応を依頼。受任した弁護士はX氏に対し今後はA社の代理人として窓口になる旨の通知を行ったが、X氏はA社代理人弁護士に連絡することなく、K社に対し抗議を続けた。

◇K社（発注者）の消極的対

K社は、A社に対し「X氏は弁護士と話しはしないと断言している。弁護士や裁判で解決するのは得策ではない。話の分かる人だから、もう一度謝罪に行ってはどうか。A社をX氏宅付近の配送業務から外す。」と告げてきた。



A社代理人弁護士は、X氏宛に「請求金額を連絡して欲しい。期限までに連絡がない場合は、裁判所に調停を申し立てることを検討している。」との文書を郵送したところ、X氏からK社宛てに「A社の弁護士を解任させろ。K社が賠償しろ。」と電話や来訪による長時間の抗議が行われた。

◇代理人弁護士との交渉開始

X氏は、K社から「A社の弁護士を解任する権限はない。賠償対応をすることも出来ない。」「A社代理人弁護士への連絡と修理見積書の提出」について依頼され、同意するに至った。

◇X氏の要求

損傷したフェンスの修理ではなく、運気が悪くなったのでフェンスを全面的に交換するよう求めた上、不誠実な対応により心身が疲弊した

として慰謝料（高額）を要求してきた。

◇裁判所に調停の申し立て



X氏の要求とA社の見解の隔たりが大きく、また慰謝料も通常認められる金額とかけ離れていたことから、話し合いでの解決が困難と判断し、裁判所に調停の申し立てを行った。

◇第一回調停日で解決

調停も長期戦を予想していたが、一回の調停で解決額も妥当な金額で解決することが出来た。

調停としたことで、解決金以外に債権債務関係がないこと、損害賠償請求を行わないことを約束することが出来、完全解決に至った。



権限行使要求型の不当要求

この事例のように行為者（X氏）が、下請け（A社）と元請け（K社）の上下関係を利用し、元請けに対するクレームにより、下請けに圧力をかけさせ、要求を実現させる手口のことを言います。暴力団などの反社会的勢力がよく使う手口です。

ポスター・標語・青パト写真を募集します！

令和7年全国地域安全運動・全国暴力追放運動の実施に伴い、ポスター・標語・青パト写真の募集を行っています。詳しくは、次ページ以降をご覧ください。

応募をお待ちしております。



令和7年全国地域安全運動・全国暴力追放運動
ポスター・標語・青バト写真を募集します！

課題	ポスター	様々なかたちの防犯ボランティア活動 ～防犯ボランティアの裾野の拡大と活性化を目指して～	
	標語	暴力団のいない社会づくり	
	青バト写真	青色回転灯等装備車の活躍	
応募資格		岐阜県内に在住・在学・在勤される方（標語は高校生以上）	
応募のきまり ※未発表の作品に限ります。 ※原則として応募作品は返却しません。		応募作品の裏面に住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号、職業又は学校名・学年を明記してください。	～昨年の作品例～ ☆ポスター 
		ポスター ○ デザインは、四切サイズ（540mm × 380mm）の横描き（規格外は審査対象外となりますのでご注意ください。） ○ 作品にスローガン（キャッチコピー）等の文字は入れないでください。	
		標語（キャッチコピー） ○ 応募は、一人1点 ○ 郵便はがきか、はがき大の1枚の用紙に、縦書きで一枚の用紙に1点のみお書きください。	☆標語 ・暴力団 認めぬ地域の 連携プレー ・要りません 違法で悪の巢 暴力団 ・暴力団 皆が持とう 排除の目
		青バト写真 ○ 応募は一人2点まで ○ カラープリント A4 サイズ（規格外は審査対象外になりますのでご注意ください。） ○ デジタル写真可（ただし印画紙にプリントしたもの） ○ 作品の裏に応募用紙を貼付してください。 ○ 青バト所有団体の許可を得て応募してください。個人を特定できる写真の場合は必ず肖像権について本人に許可を得てください。	
送付先		住所地又は通学・通勤先を管轄する岐阜県内の警察署生活安全課・各地区防犯協会	
締切り		令和7年5月9日（金）（必着）	
入賞と表彰 （県内審査）		○ ポスターは、「小学生以下」「中学生」「高校・一般」の各部で、それぞれ金賞1、銀賞1、銅賞1の作品を表彰します。 ○ 標語（高校生以上）は、金賞1、銀賞1、銅賞1の作品を表彰します。 ○ 表彰は、入賞者の住所地、通学・通勤先を管轄する警察署単位で行います。 ※ 既に発表された作品と同一又は極めて酷似していることが判明した際は、入賞を取り消すことがあります。 ○ 青バト写真の県内審査は実施せず、全作品を全国防犯協会連合会主催の審査会に応募します。	
入賞決定・発表等		○ 入賞作品は、岐阜県防犯協会・岐阜県暴力追放推進センターの広報誌及びホームページ、各地区防犯協会の広報活動等で活用します。（お名前・学校名・市町村名等を掲載することを承諾のうえ応募してください。） ○ 入賞作品の著作権は、主催者及び全国防犯協会連合会に帰属します。（ポスターのほかチラシ、カレンダー等を作成します。） ○ ポスター・標語の入賞作品は、公益財団法人全国防犯協会連合会主催の審査会に応募します。 ○ 全国防犯協会連合会主催の審査会で選ばれた作品は、ポスター等を作成し全国各地に掲載します。 ○ 全国防犯協会連合会主催の入選結果は、同連合会広報誌、全国暴力追放推進センターの機関誌、ホームページで発表されます。（お名前、学校名、市町村名等が掲載されます。） ○ 応募に関する個人情報は、本事業の運営上必要な限りにおいて使用いたします。	

《主催》

公益財団法人岐阜県防犯協会
 公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター
 岐阜県警察

《後援》

岐阜県教育委員会

岐阜県暴力追放推進センター宛

FAX 058-277-1366

令和7年全国地域安全運動・全国暴力追放運動 標語応募用紙
課題『暴力団のいない社会づくり』
(高校生以上対象)

応募作品	
住所	〒 TEL ()
ふりがな 氏名	
連絡先	TEL ()
職業	

過去全国最優秀作品

令和6年度 暴力団 断ち切る勇気が 未来を創る
令和5年度 大丈夫? バイトのつもりが 詐欺加担
令和4年度 地域が目 暴力団から 守る盾